

安全衛生管理規程

平成27年4月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）における職場の労働災害及び健康障害を防止し、職員の安全及び健康を確保するため、安全衛生管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本機関における安全衛生管理については、労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）及びその他関係法令並びに本機関の就業規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(本機関の責務)

第3条 本機関は、安全衛生管理体制を確立し、快適な職場環境及び労働災害防止のため、職場における職員の健康の保持及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、安全衛生に関する法令及び本機関の定める諸規定を遵守するとともに、本機関の講ずる諸措置に積極的に協力し、災害の防止に努めなければならない。

第2章 衛生管理体制

(衛生管理者の選任)

第5条 安衛法第12条の衛生管理者は、法令に定める資格を有する者のうちから理事長が選任する。

(衛生管理者の職務)

第6条 衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 作業環境の衛生上の調査に関すること
- 二 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること
- 三 衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること
- 四 衛生教育その他職員の健康保持促進を図るための措置に関すること
- 五 衛生日誌等の記録の整備に関すること
- 六 前各号に掲げるもののほか、衛生に関すること

2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(産業医)

第7条 安衛法第13条の産業医は、法令の定めるところにより理事長が選任する。

(産業医の職務)

第8条 産業医は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 健康診断及び面接指導等の実施、並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること
- 二 作業環境の維持管理に関すること
- 三 作業の管理に関すること
- 四 職員の健康管理に関すること
- 五 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- 六 衛生教育に関すること
- 七 職員の健康障害の原因調査と再発予防のための措置に関すること
- 八 前各号に掲げるもののほか、必要な衛生管理及び健康管理に関すること

(衛生委員会の設置)

第9条 職員の健康の保持増進及び本規定の円滑な運営を図るため、衛生委員会を設置し、委員会を毎月1回開催するものとする。

2 衛生委員会の運営に関する事項は、別に定めるところによる。

第3章 健康管理

(健康診断)

第10条 本機関は、職員の健康を維持するため、次の各号に掲げる健康診断を実施する。

- 一 雇入れ時健康診断
 - 二 定期健康診断
 - 三 特定業務従事者の健康診断
- 2 前項第1号の健康診断においては、職員として雇用するときに実施するものとする。
- 3 第1項第2号の健康診断においては、1年以内ごとに1回、全職員（第1項第3号に該当する職員を除く。）を対象として定期的に行うものとする。
- 4 第1項第3号の健康診断においては、半年以内ごとに1回、深夜業等労働安全衛生規則に規定する特定業務に従事する職員を対象として定期的に行うものとする。
- 5 第1項に掲げるもののほか、必要に応じて職員の全部又は一部に対して健康診断を行うことがある。

(健康診断の義務)

第11条 職員は、指定された期日又は期間内に、第10条第1項に定める健康診断を受けなければならない。

- 2 前項の健康診断を受けることを希望しない者は、他の医療機関における健康診断を受けることができる。この場合においては、その結果を証明する書面を提出しなければならない。

附 則（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。